

ひとりひとりが輝く ふくし教育

令和6年度 社会福祉法人美里町社会福祉協議会における福祉教育の理念と展開

はじめに——「ふくし」って、なに？

「福祉」を分かりやすく伝える合言葉として、「**③だんの ④らしの ①あわせ**」という表現があります。漢字の「福」も「祉」も、どちらも「幸せ」という意味であり、自分と他者を幸せにしていこうとあるといわれます。

それはつまり、**自分自身の願いや生き方を大切に、他者との関わり合いの中で「その人らしく人生を歩んでいくこと」を互いに応援しあい、互いの幸せを創っていく**ということです。

福祉のイメージとして、未だ「障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭のような社会的弱者を助けてあげること」という考え方があるかもしれません。

しかし、今日ではそうした狭義の福祉観(welfare)から、**誰もが、どのような状況であっても、その人らしく・よりよく生きるという広義の福祉観(wel-being)**が用いられており、それは日本国憲法(1947年)において基本的人権を示した第25条「生存権(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する)」や、第13条「幸福追求権(すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする)」を基盤としています。

「福祉」はみんなのこと、わたしのこと。

その意識を一人ひとりが育てていくために重要なのが、「福祉教育」です。

ともに生きる力を育む——「福祉教育」でめざすこと

教育の現場において、「生きる力」の育成が求められてきました。

福祉教育、すなわち「**ふだんの 暮らしの しあわせ**」を大切にしていこうとする教育とは、**いのちと暮らしに向き合い、他者とともに課題に気づき、考え、実践していく「ともに生きる力」の形成を目指していく**ものです。

それは学校教育だけに限ったものではなく、地域に暮らすすべての人が対象です。

困ったときは「助けて」と頼れる人がいること。

自分も、他者も、大切な存在なんだと実感できること。

多様な暮らし方や生き方を知り、自分にできることやどう生きたいかを考え、実践していくこと…

このまちに暮らすすべての人が、つながりの中でお互いを大切にしながら暮らしていくことができる豊かな環境を創っていくのは、私たち一人ひとりです。

社会福祉法人美里町社会福祉協議会(以下、「社協」)は、**美里町の福祉教育を地域との協働により実践していく取り組み**を続けています。

これまでの福祉教育プログラム …キャップハンディ体験中心からの脱却

平成 20 年頃まで、美里町(旧小牛田町・旧南郷町)の社協で取り組んできた福祉教育は、概ね学校教育の中(PTA 活動を含む)で行われてきた「キャップハンディ体験学習(疑似体験学習)」であり、福祉教育の機会として“アイマスクと白杖歩行(ブラインドウォーク)体験”や“車椅子体験”、“高齢者体験”等といった疑似体験等が行われ、一定の効果をあげてきました。

しかし、疑似体験だけでは、障がいの負の部分が強調される傾向があり、受け取り方によっては逆に偏ったイメージ(障がい者や高齢者は「かわいそうな人」「特別な人」等)や差別的な観念を生み出してしまう懸念がありました。

また、単発の学習機会の中で、当事者との対話がないまま疑似体験だけが印象に残り、「自分とは違う遠い世界の人のこと」のように感じられてしまうといった感想も多くあり、「いかに自分事として考えられるか」、「一過性の体験ではなく、ふだんの暮らしの意識にどう繋がられるか」といった反省が生まれました。

これからの福祉教育プログラム …多様な人々との出会いを意図的に作り出す

これまでの反省をふまえ、「地域の一員として出会い、ふれあうことから気づきや体験を重ねていく機会づくり」こそが福祉教育の原点であると考えています。当事者との出会い・対話のないキャップハンディ体験は行わず、「体験の先に何をを目指すか」を意識しながらプログラムを構築しています。

多様な人々とのふれあいの中から「相手の立場や心情を思いやり、互いに支え合いながら生きていくこと」に気づき、疑問や関心をもってさまざまな福祉課題に向きあうきっかけとなるよう、住民や関係機関との連携・協働のもと、地域や学校の中で意図的な福祉の学びの機会づくりを推進しています。

「離れていても、つながれる」 …感染症対策から生まれた新たな実践

2020(令和2)年2月頃から国内で大流行した新型コロナウイルス感染症においては、およそ3年に亘り、直接のふれあいや交流、人と人が出会う機会そのものが制限されていました。一方で、ICT 技術が急速に発達し、遠隔(リモート)での対話が世界中で普及しました。

文科省が開始した「GIGA スクール構想(※全国の児童・生徒に1人1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取組)」は、美里町においても2021(令和3)年4月から本格導入となり、児童・生徒へのタブレット機器配布とともに町内小中学校における普通教室内でのWi-Fi利用が可能となりました。社協では行政や福祉施設等と連携のもと、児童・生徒と地域住民(福祉施

設利用者)の「オンライン交流」を推進し、「物理的な距離は離れていても、心は繋がりが合うことができる」という実感を持てるような機会づくりを行ってまいりました。

すべての人が社会の大切な存在として尊ばれる「ともに生きる地域づくり」を目指す福祉教育において、「出会いと対話」は不可欠です。これから先にどのような時代を迎えようとも、地域の中で「出会いと対話」の機会づくりを行っていくこと、そこから生まれる喜びや気づき、行動を重ねていくことを大切にしていきます。

Society5.0時代の福祉 …時代が変わっても、「つながり」の大切さは変わらない

2016(平成28)年に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、日本が目指す未来社会の姿として「Society5.0」が提唱されました。

【Society5.0】

・狩猟社会(Society1.0)⇒農耕社会(Society2.0)⇒工業社会(Society3.0)

⇒情報社会(Society4.0 ※現代)の次に訪れる近未来の社会

・人工知能(AI)や科学技術を駆使し、サイバー空間(仮想空間)と現実空間が高度に融合

・現代の社会課題(知識や情報の分断、地域の過疎化・少子高齢化、年齢や障害などによる制約等)に対し、「世代を超えて、より一層互いを尊重し、一人ひとりが快適で活躍できる社会」が実現できるとされている。

AIやロボットなどが社会基盤を支えるようになる一方で、「多様性」「公正や個人の尊厳」「多様な幸せ(wel-being)の価値が Society5.0の中核であることをふまえた教育・人材育成をしていくことが重要であるとされています(2022年6月『総合科学技術・イノベーション会議』)。

このことは、情報や科学技術では補えない「人間だからこそ生み出せる価値」として、互いに尊重しあう関係性づくり、「関わり合うことの幸せ」を追求していくことがより一層重要になっていくのだと言えます。

出会いと対話から「ともに生きる」ことを実践していく福祉教育は、過去から未来へ繋がっていく人材育成の中核の一端を担う重要な役割があると考えています。

時代の変化に即しながらも、「人と人とのつながり」を軸にした社会づくりに向けて、地域が一丸となって取り組んでいくことが重要です。

福祉教育実践計画 ……心のかよいあう福祉のまちづくり

地域福祉を推進する上では、改めて福祉教育の概念を確認し、美里町福祉活動計画の基本理念をもとに福祉教育をすすめる必要があります。

【福祉教育の概念】

すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会全体の中で支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるように『共に生きる力』を育むこと。

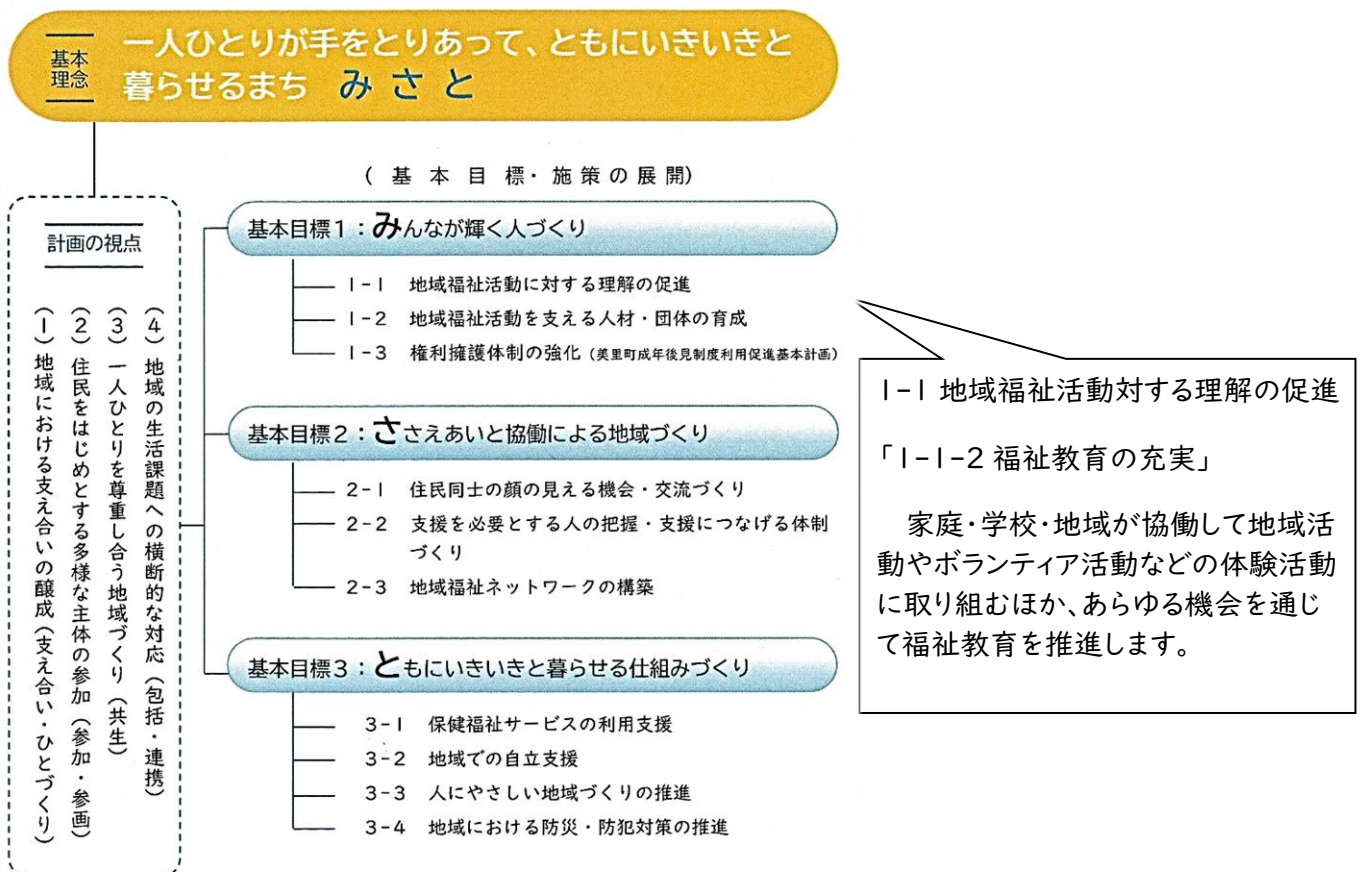
(全国社会福祉協議会)

【第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画における福祉教育の位置づけ】

※地域福祉計画 ……地域福祉推進の理念・仕組みを明記した計画(行政)

地域福祉活動計画……地域福祉推進のための具体的な行動指針を明記した計画(社協)

両計画は車の両輪の関係にあり、令和4年度より一体的に策定しています。



※「第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」 施策体系図

《福祉教育を推進する 3つのポイント》

1.福祉教育推進のための「人」づくり

「地域福祉は福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」という言葉があります(原田,2009, p.81)。

つまり、福祉教育の推進は、社協の使命である「地域福祉の推進」の土台であるといえます。社協のあらゆる事業のあらゆる場面に教育と実践の要素があることを自覚し、地域住民とともに福祉教育について学び合うことが地域福祉の実践者となり、一人ひとりの住民も「点から線、線から面、面から立体的な人材育成と福祉の心の醸成」が図られるものと考えます。

2.福祉教育推進のための「システム」づくり

地域において「誰でも、いつでも、どこでも」学ぶことのできる環境を整えるためには計画的な取り組みが求められます。学習目標の設定をはじめ、事業の体系化、役割分担と資質の向上を図るしくみづくりなどが不可欠といえます。

さらに、福祉教育推進は市町村社協単位で完結するものではなく、県内・全国の社協や関係機関と連携し、情報共有をしながら取り組んでいくものと考えています。福祉教育の理念やプログラム内容等について、他機関とともに検討を重ねていくことで、福祉教育全体の底上げを図れるよう進めていきます。

3.「社協らしさ」を活かした福祉教育の展開

町社協やボランティアセンターの事業はもちろん、地区社協活動などは常に地域住民と共にあります。自らが暮らす美里町の生活(福祉)課題に住民自らが解決に向けて活動するなかで、それらにかかわる”学びと実践”は社協だからこそ、その機能を発揮できるものです。

人と人が繋ぎ合う大切な線(ライフライン)を十分に活かし、福祉教育の領域から「ともに生きる地域づくり」へとつなげるものです。

ライフステージと福祉教育目標

ライフステージ	目 標	目指す姿	該当する町社協事業
乳幼児期	【福祉】 家族や地域とのふれあいを通じて、信頼感、豊かな情操、思いやりの心を育む環境づくりを行う。 【防災】 「災害弱者」と呼ばれる乳幼児や子ども・高齢者、障がいをもつ方々、家族等が孤立することのないよう、地域防災の取り組みを促進する。	・子育て世代が地域の中で孤立することなく、他者とのつながりの中で安心感を得ることが出来る。 ・ライフスタイルに合わせた防災情報を主体的に取り入れ、地域防災への関心を持つ。	・乳幼児紙おむつ支給事業 ・福祉団体の活動支援(親子サークル、子ども食堂 等) ・ひとり親家庭交流事業「おひさまの会」

ライフステージ	目 標	目指す姿	該当する事業
学童期 低学年	<p>【福祉】 自分の住んでいる地域の人々と意図的に出会い、交流できる機会づくりを行う。</p> <p>【防災】 危険な場所や物事などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて行動できるような情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との信頼を深め、思いやりや感謝の心をもって生活できる。 ・登下校中の挨拶や地域住民との関わりを通し、周りの人々に感心を持ち、思いやりや優しい心がめばえる。 ・指示を理解し、危険から身を守る行動を起こすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭交流事業「おひさまの会」 ・安心生活支援事業（防犯ブザー贈呈）
学童期 中学年	<p>【福祉】 地域の人々との交流や多様な生活体験ができる機会づくりを行う。</p> <p>【防災】 災害の危険について知り、「自助」を視点に防災の啓発を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場からの見方や考え方を知り、違いを多様性として認め合える心が芽生える。 ・相手の気持ちを考え行動できる。 ・自分の身を自分で守る意識を養う。 ・過去の災害について関心を持ち、今後の生活に活かしていくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども交流事業（ふどうどう集いの場よつばカフェ） ・子ども向け社協だより（にじいろだより） ※小学生・中学生対象
学童期 高学年	<p>【福祉】 家族や地域の人たちのために自分ができることを考え、社会の一員として役立つ喜びや貢献感を得られる機会づくり（サービ斯拉ーニング：市民学習）を行う。</p> <p>【防災】 日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができる「共助」の視点で学びの機会づくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりと助け合いの心を持ち、他者を受け入れたり認めたりすることができる。 ・相手の気持ちや立場を尊重し行動することができるようになる。 ・福祉に理解と関心を高め地域のボランティア活動等に取り組もうとする。 ・自分も地域の一員であることを実感し、人とのつながりの中で自分にできることを考え、実践しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育推進事業（まなびねっと） ※小学校3年～高校生を対象 ・ボランティア活動の推進 ・ボランティア地域活動講座
思春期 ・ 青年期 ・ 壮年期	<p>【福祉】 地域の人々との交流や地域活動・ボランティア活動等への参画を通し、地域の一員としての自覚や貢献感を得られる機会づくりを行う。</p> <p>【防災】 日常の備えや的確な避難行動ができるような意識づけや、地域防災・災害ボランティア活動の重要性について理解を深める機会をつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個性の異なる仲間と協働・連携することにより、相手の立場や心情を思いやることができる。 ・生活課題を具体的な行動や実践に結び付け、地域の中で共によりよく生きていく。 ・災害ボランティア活動等に感心を持ち、積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民福祉講座 ・ふくし相談

ライフステージ	目 標	目指す姿	該当する事業
高齢期	<p>【福祉】</p> <p>※第8期高齢者福祉計画より抜粋 高齢者がいつまでも地域のなかで「望む生活」を送ることができるまちづくり (基本目標)</p> <p>①一人一人が元気になる活動の推進 ②みんなで支え合いができる地域づくり ③自分らしく生活するための権利を守ることの推進</p> <p>【防災】</p> <p>日常生活の中で一人ひとりが「自助」の視点で備え、発災時には声をかけ合いながら避難ができる「共助」の意識を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の中で他者とのつながりを実感しながら生活できる。 ・他者との関わり合いの中で自分の力を発揮し、貢献感を得て生きがいを持てる。 ・自分の人生を主体的にとらえ、手助けが必要な時には自ら求めることができる。 ・災害時の行動について主体的に考え、家族や近隣住民、民生委員、行政区長等と共有できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者支援事業(ほっとスマイル) ・安心生活支援事業(あんしんネットワーク) ・生活支援体制整備事業 ・介護予防業務 ・配食サービス事業 ・外出支援事業 ・福祉サービス利用援助事業(まもりーぶ)

学校を場にした福祉教育 ……他の教科や分野と関連させて / 発達段階に応じて

2020年～2030年頃までの間、子ども達の学びを支える「新学習指導要領」において、子ども達に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の重視が提唱されました。情報化、グローバル化の加速度的進展、人工知能(AI)の飛躍的進化などの急激な社会的変化を伴う予測困難な時代にあっても、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが必要であり、そのために「主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)」が重要であると言われています。

さらに、地域共生をめざす福祉教育の理念は、社会教育の領域における「協働教育(家庭・地域・学校が協働して実施する教育活動)」の理念にも通じています。社協の強みである地域ネットワークを活かして学校と地域をつなぎ、「地域福祉」をきっかけに協働できる場をコーディネートしていくことがますます重要となり、社協に求められている役割であると言えます。

地域や家庭を場とした福祉教育 ……地域の社会資源を活かし 多様な機会を捉えて

福祉教育は児童・生徒だけではなく、地域に住む住民みんなで取り組んでいくものです。

親子と一緒に学ぶ機会づくりを含めて、住民の誰もが生涯にわたって福祉を学べる場や機会があることが重要です。美里町には、福祉教育推進のため社協が行う「地域福祉笑楽校」や「まなびねっと」の他、町役場まちづくり推進課や地区コミュニティセンター等で行われている講座など“生涯において学ぶ機会”は数多くあります。そうした学びの場面に「福祉教育」の意義があることを、社協職員はもちろん、主催者である関係機関、参加者と共通認識し、意図的に意味づけしていくことが重要です。

いのちとくらしに向き合う福祉教育 …東日本大震災と地域福祉の姿から

2011.3.11 東日本大震災——多くの住民が深い傷を負い、あの震災以降「生きる」ということを改めて考えさせられることとなりました。

震災直後に設置した美里町災害ボランティアセンターには、中高生などの若者を中心としたボランティアが連日集まり、以後閉所するまでの期間において、活動の大きな力となりました。「僕たちにできることがあったらやらせて下さい!」という強い意志を感じ、指定避難所である学校をはじめ公共施設のほか、地域の集会所も自主避難所となって困難を乗り越えました。

今、社会的弱者を援護するという狭義の対象の「福祉」から、地域の一員である「私たちのこと」とする広義の認識のもと、日々の生活に着目し、一人ひとりの違いを知り、その生き方を受け止めると共に、地域社会のあり方を共に考え、実践を重ねていく必要があります。地域の資源や課題について地域全体で認識して活動し、地域の福祉力を強化していくことが復興へとつながることが様々な取り組みの中で提唱されています。

また、子どもたちを地域の一員としてとらえ、発達段階に応じた学習機会の提供と、子ども達が自らの力で問題や課題を解決していくことができる力を獲得し、地域社会の生活に反映していくエンパワメントと、その福祉教育環境を整えていくことはとても重要なことです。

震災を経験し、被災地に住む私たちが復興という「希望をカタチ」にしていく過程には教育を抜きに語ることはできません。「生きるとは何か」「いのち(生命、生活、自然)」に直接触れ、普段からこうした「いのちの交流」ができるような福祉教育の在り方を、未来に向かって地域住民みんなで考えていくこと、そして、「共に生きる力を育む」ための福祉教育を推進していくことが、「今」を生きる私たちの責任だと思っています。

福祉教育と地域福祉活動の内容 …様々な内容を多様な場面で

福祉教育推進は、家庭、学校、地域において、各世代が日常の中で機会をとらえて取り組む必要があります。

学習の内容(例)

1. あつめる・つもの(収集・募金活動)

使用済み切手、書き損じはがき、プルタブ(アルミ製)、赤い羽根共同募金、災害義援金、フードバンクなどの寄付活動 など

※集めた物やお金がどのように使われているのか、なぜ集めるのか(意義・意味)を伝える。

※量を問題にするのではなく活動の質を高める努力を行う。

2. つくる(製作・創作活動)

広報紙を音訳し音声広報CDを届ける、活字書を点字に訳す、共に楽しむゲームやレクリエーションを考える、子どもや高齢者などへのプレゼント等の小物づくり、地域に配布する防災マップ作製 など

※バリアフリーだけでなく、年齢や障がいの有無などにかかわらず多くの人が使いやすいように

設計されているユニバーサルデザインについて考える。

3. ふれあう(友愛訪問・交流活動)

高齢者宅などへのさりげない訪問や話し相手となる、子どもの遊び相手、託児、読み聞かせの活動、手紙の交換 など

※訪問先との信頼関係をつくる。地域と結び付き、差別や偏見を取り除く努力の過程を重視する。

4. てつだう(サービス活動)

高齢者宅でのくらしの手伝い(生活支援)、配食サービス、福祉施設での福祉体験学習、除雪ボランティア、専門技術を活かした活動、お茶のみ会等の地域活動の手伝い など

※児童・生徒や青年も、自分自身は地域を支える一員であると自覚できる活動の実践。

5. ひろめる(啓発・啓蒙活動)

研修会、講演会、映画会、ボランティア活動の体験発表会、活動を地域や家庭に伝える社協だよりの発行、ホームページの開設 など

※地域住民との情報共有や相互理解。

6. しらべる(調査・研究活動)

地域の遊び場や危険な箇所(point)の点検、自然の動植物についての観察・調査活動 など

※自分たちの身体を使って「福祉の問題に気づく」大切な体験学習。

7. ととのえる(地域環境整備活動)

地域の清掃活動、花いっぱい運動、交通安全を呼びかける見守り・標語・ポスターづくり、自然や動植物の保護に取り組む活動 など

※「いのち」についての問題を投げかけ、自分も地球で暮らす一人というグローバルな意識を育てていく活動。

8. まなぶ(学習活動)

手話、点字、朗読、介助活動のため必要な知識や技術の習得 など

※ただ技術を学ぶのではなく、そこから「だれのために、どう活かせるか」を考えることが重要(ニーズの把握)。また、学習を継続して進める中で、地域のボランティア実践者や障がい当事者の方々など、多様な方々との交流や信頼関係を構築していく活動。

9. つたえる(文化伝承活動)

伝承遊びや行事・芸能活動などを体験する、郷土史の学習、地名や史跡を学ぶ、過去の災害について経験を語る など

※歴史の流れの中での、人の生き方や考え方、生活の仕方などを体験的に学ぶことは生活そのものを学び、次世代へとつなげる活動となる。

10. たのしむ(体育・レクリエーション活動)

社協事業への参加、地域のお茶のみ会、クラブやスポーツ少年団、子ども会などで交流を図る、健康づくり・介護予防につとめる。

※楽しい活動の中からQOLを高め、生きがいをもって心身共に健康な生活をおくる。

11. まもる・ふせぐ(防災・防犯・保健衛生・医療看護の活動)

通学路点検、家庭内外の危険個所の検証をする。過去の災害を教訓にして安全な住環境と地域づくりに取り組む、食生活を考える、ごみや環境汚染の問題について考える、救急法の学習、家庭看護の学習、心肺蘇生法の学習、献血活動 など

※日頃から健康づくりや防災・防犯意識をもって、安心・安全、健康な生活へとつなげる。

12. なかよくする(国際協力・国際理解活動)

外国の方との交流、ホームステイ受入れ など

※異文化を理解したり、個性を尊重し、友好・信頼関係を築く。

13. まねく・もてなす(行事への招待活動)

地域のおまつりやイベント、運動会や学芸会等の学校行事等に家族や地域の方々、施設の利用者などを招待する など

※楽しい行事を共有する。共通の話題・体験から、今後の関わりへとつなげる。

住民と共に「福祉教育サポーター」・・・協働実践



福祉教育では、子どもから大人まで、全ての人が自分の住む地域やそこに暮らす人の生活上の問題に関心を持ち、この問題を解決しようとし、その過程から得られる学びを大切にしていく必要があります。

福祉に関する知識や技術だけではなく、豊かな福祉観と幅広い視野を持ち、福祉教育に取り組む際に支援やアドバイスができる人材(=人財)を育成していくことにより、個性や価値観の異なる方との交流や内容の充実が図られ、豊かな福祉教育実践が形作られるものと思います。また、福祉教育の理念や方策について共通理解し、学校、行政、社会福祉施設、NPOなど、その特性を活かしながら協働していくことこそ、地域における福祉教育の機会となると考えています。

《福祉教育サポーター養成講座》

【ねらい】福祉に関する知識や技術だけではなく、豊かな福祉観と幅広い視野を身につけ、福祉教育の各場面で学習をサポートしたり、関係機関などが福祉教育の取り組みを行う際に支援やアドバイスを行うことのできる人材を育成する。

【福祉教育サポーターのめざす姿】

- ①学校教育の場面などを中心に児童・生徒に対する福祉教育の支援を行う
- ②地域における福祉教育のアドバイスやサポートを行い、福祉教育の普及・啓発を図る
- ③より豊かな福祉教育プログラムを共に開発する
- ⑤地域の中で「福祉の学び」を発信し、共によりよく生きる

【参考文献】

1. 上野谷加代子・原田正樹監修『新福祉教育実践ハンドブック』社会福祉法人全国社会福祉協議会、2014年
2. 原田正樹『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版、2009年

美里町社会福祉協議会では「障害」についての表記は、法的用語・施設名称以外は『障がい』と表記しています。